

輪之内町告示第25号

輪之内町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

輪之内町長 木野 隆之

輪之内町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納等した高齢者に対する支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 高齢者 自主返納の日、又は運転免許証が失効した日において満65歳以上の者をいう。

(事業の対象者)

第3条 この事業の対象者(以下、「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する高齢者で、平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者、又は運転免許証の交付を受けずに免許を失効した者とする。
- (2) その他、町長が特に必要と認めた者

(支援の内容)

第4条 町長は、助成対象者にデマンドバス専用回数券(100円券11枚綴り)を3冊交付するものとする。ただし町税等(輪之内町税条例(昭和41年輪之内町条例第

9号)第3条第1項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金)を滞納している場合には交付しない。

(支援の申請)

第5条 前条のデマンドバス専用回数券の交付を受けようとする者は、輪之内町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、自主返納した日、又は運転免許証の交付を受けずに免許を失効した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(届出)

第6条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、未使用の利用券を添えて、輪之内町高齢者運転免許証自主返納支援事業資格消滅届(様式第2号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 第3条に規定する助成対象資格を失ったとき。

(2) この支援事業を辞退するとき。

(交付決定の取り消し)

第7条 交付決定者が虚偽その他不正な手段によりデマンドバス専用回数券の交付を受けた場合は、町長は、交付決定を取り消し、既に交付されたデマンドバス専用回数券を返還させることができる。この場合において、交付決定者は、デマンドバス専用回数券が残っている場合は残りの全てのデマンドバス専用回数券を返還するものとし、使用済みのデマンドバス専用回数券についてはそのデマンドバス専用回数券に相当する金額を返還するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。